

皮膚のがん、乳がん、子宮頸がん・子宮体がん・

いずれの場合でも、主治療を行ってきた担当医とよく相談して、診療情報提供書（紹介状）を作成してもらいます。その後、病院の地域連携室から、各診療所へ連絡を行い、連携をした上での受診となります。

1. 治療終了後の経過観察

(1) 定期的な外来での経過観察

手術療法の終了後、または薬物療法（化学療法など）の終了後、再発がないかをみるために、定期的な外来での経過観察が必要です。

治療を受けた医療機関の外来で経過観察を行うのもよいのですが、地元の診療所で経過観察をすることも可能です。ただし、がんの種類によっては困難な場合もあります。そのため、診療所での経過観察の希望がある場合は、地元の診療所へまずはご相談ください。

(2) CT等を使った画像による定期検査

治療終了後、年数回は再発していないことを確認するために、CT等を使った画像による定期検査が必要です。

治療を受けた医療機関の外来で、画像による定期検査を受けます。

画像検査以外の毎月の定期的な外来通院は、前述したように各診療所で可能です。

2. 再発後の治療

(1) 再発後の治療方針の決定

いくつかの検査を行い、治療方針を決定する必要があります。

各診療所では困難です。治療を受けた医療機関または本島のがん診療連携拠点病院や専門的がん診療機関等で可能です。

卵巣がん、前立腺がん、血液のがん、その他のがん

(2) 再発後の治療

根治的な治療（完全に治すこととする目的とする治療）や延命を目指す治療は、各診療所では困難ですが、治療を受けた医療機関または本島のがん診療連携拠点病院や専門的がん診療機関等で可能です。

また、痛みや様々な症状を取るための治療（緩和医療＝病を抱える患者やその家族ひとりひとりの身体や心などの様々なつらさを和らげ、より豊かな人生を送ることができるよう支えていくケア）を行うことは、各診療所で可能です。

各診療所でも実施可能なことは数多くあります。希望される医療について、各診療所へまずはご相談ください。

3. 治療が難しい、治療を望まない、治療を行わない場合

根治的な治療や延命を目指す治療を行わない場合でも、痛みや様々な症状を取るための治療（緩和医療）を行うことは、患者さんがどういう状態であれ、常に可能です。

自宅で療養したいという希望がある場合は、本島のがん診療連携拠点病院等で患者さんのご希望に沿えるようにすることができます。その場合は、ご家族も含めて、十分な話し合いが必要になります。

各診療所でも実施可能なことは数多くあります。希望される医療について、各診療所へまずはご相談ください。

